

2026年7月31日
株式会社東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（審査中）の指定について

下記のとおり、監理銘柄（審査中）に指定することにしましたので、お知らせします。

※本件は、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき決定したものです。

記

1. 銘 柄 A b a l a n c e 株式会社 株式
(コード：3856、市場区分：スタンダード市場)
2. 監 理 銘 柄 2026年7月31日（金）から当取引所が上場廃止基準に該当するかど
(審 査 中) うかを認定した日まで
指 定 期 間

理 由 内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくな
(関 連 条 項) ったと当取引所が認める場合に該当するおそれがあると認められるため
(有価証券上場規程施行規則第604条第1項第12号
有価証券上場規程第601号第1項第9号b)
3. 理 由 の 詳 細 当取引所は、2026年1月31日付でA b a l a n c e 株式会社（以下
「同社」という。）株式を特別注意銘柄に指定しています。
その後、同社は、同年2月27日付で改善計画の策定方針を開示し、同年
3月4日付で第三者委員会及び検証委員会の提言に沿って再発防止に努め
る旨を開示しました。さらに、同年3月10日付で元代表取締役会長兼C E
Oの代表権返上及び暫定的な取締役留任を明記した経営体制の見直しを開
示する一方、同年4月30日付で改善計画の策定を延期する旨を開示し、同
年7月下旬までに、特別注意銘柄からの解除のために必要となる内部管理
体制等の改善に向けた改善計画の策定を進める意向を表明しました。
そして、同社は、本日付で、改善計画を開示しましたが、特別注意銘柄指
定時に指摘されたグループガバナンスや関連当事者取引管理の問題に対し
て、検証委員会の提言に沿って「元代表取締役会長兼C E Oに事実上権限が
集中した体制からの脱却」及びその実現に向けた「国内部門と海外部門との
切り離しのための会社分割等の措置」について外部専門家を交え検討を行
ってきたものの、実施困難であるとの見解に至ったことを明らかにしてい
ます。その上で、元代表取締役会長兼C E Oが取締役として在任し続ける旨
及び同氏に集中していたグループ全体の売上の大半を占める海外子会社の
経営に関する情報を組織として管理することで海外部門を切り離すことな

く運営していく旨を記載しています。

上記を踏まえ、日本取引所自主規制法人は、同社の内部管理体制等の改善の見込みについて審査を行うこととしました。当該審査の結果、同社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなつたと認められた場合には、同社株式の上場廃止が決定されることから、同社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、特別注意銘柄への指定を継続しつつ、監理銘柄（審査中）にも指定します。

以 上